（検査設備の基準）

第三十一条　規則第三十三条第七号の告示で定める検査設備の基準（溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器又はアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本産業規格Ｂ７５１６（２００５）金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本産業規格Ｂ７５０７（２０１６）ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本産業規格Ｂ７５１８（２０１８）デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び超音波厚さ計とする。

四・五　（略）

六　圧力計は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２０１７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているものであること。

七～十二　（略）

２　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（超低温容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一　気密試験のための設備は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２０１７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合している圧力計を備えること。

二　（略）

３　（略）

４　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本産業規格Ｂ７５１６（２００５）金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本産業規格Ｂ７５０７（２０１６）ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本産業規格Ｂ７５１８（２０１８）デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び拡大鏡又はこれらと同等以上の効果を有するものとする。

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ～ハ　（略）

ニ　最高充塡圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２０１７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているもの又はこれと同等以上の効果を有するもの

五　（略）

（検査設備の基準）

第三十一条　規則第三十三条第七号の告示で定める検査設備の基準（溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器又はアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本工業規格Ｂ７５１６（１９８７）金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本工業規格Ｂ７５０７（１９９３）ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本工業規格Ｂ７５１８（１９９３）デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び超音波厚さ計とする。

四・五　（略）

六　圧力計は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格Ｂ７５０５―１（２００７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているものであること。

七～十二　（略）

２　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（超低温容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一　気密試験のための設備は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格Ｂ７５０５―１（２００７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合している圧力計を備えること。

二　（略）

３　（略）

４　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本産業規格Ｂ７５１６（１９８７）金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本産業規格Ｂ７５０７（１９９３）ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本産業規格Ｂ７５１８（１９９３）デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び拡大鏡又はこれらと同等以上の効果を有するものとする。

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ～ハ　（略）

ニ　最高充塡圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２００７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているもの又はこれと同等以上の効果を有するもの

五　（略）